

2021.1.12

お客様各位

全国通信用機器材工業協同組合

## 緊急事態宣言に伴う全通協の業務体制について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年1月7日に「緊急事態宣言」が発出され、各企業においては「出勤者の7割削減」の要請がありました。

本件を受け、全通協としても、以前から在宅勤務を実施して参りましたが、在宅勤務率7割に近づけるよう、『更なる在宅勤務の推進に向けた取り組み』をご連絡させて頂くとともに、それに伴う『お願い事項』を以下に記載させていただきます。

### 1. 更なる在宅勤務の推進に向けた取り組みについて

(1) 期間：2021年1月12日～2021年2月7日（予定）

＜緊急事態宣言が解除される迄の期間＞

(2) 実施内容：各職員は週3日まで在宅勤務を実施。なお、緊急事態宣言解除後は、当面、週2日までの在宅勤務を実施する予定です。

### 2. 更なる在宅勤務の推進による『お願い事項』について

全通協の新製品（現調品）に関するお問合せは、以下の宛先にメールにて、ご連絡頂きますよう、お願い致します。

・ntt2@zentsukyo.or.jp

以上、お客様には大変お手数をお掛けすると存じますが、何卒、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。